

## 1 医療法施行規則の一部改正による 精神科外来の医師配置の見直し

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第45号）により、4月1日から精神科の外来患者に係る医師配置の標準が改められました。これまで精神科病院では医師1人当たりの外来患者数の標準が40人でしたが、今回の改正により医師1人当たりの外来患者数の標準が80人に拡大しました。（規則第19条関係）

改正精神保健福祉法における「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年4月1日から適用）」では、入院医療中心の精神医療から精神障がい者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け目指すべき方向性が示されています。同指針第二の二において、精神障がい者が、外来・デイケア等で適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、病院及び診療所における外来医療の提供体制の整備・充実を推進することが規定されました。

そのことを踏まえ、厚生労働省としては、精神科デイケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障がい者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師1人当たりの外来患者数の標準を80人とするよう算定方法を改めたと説明しています。

## 2 平成26年度診療報酬改定（精神医療）の 疑義照会について

1) 平成26年3月31日、厚生労働省保険局医療課、疑義照会（その1）より抜粋

### ● 精神病棟入院基本料／精神療養病棟入院料における精神保健福祉士配置加算

（問20）精神療養病棟に入院する患者に対して指定される退院支援相談員と当該精神療養病棟において精神保健福祉士配置加算によって病棟専従配置された精神保健福祉士は兼務可能か。

（答）退院支援相談員が当該精神療養病棟の入院患者に対してのみ指定される場合に限り、可。

当協会の説明会における皆様の質問は、現在、厚労省保険局医療課に照会中です。  
回答があり次第、本ニュースやホームページを通じてお伝えします。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日本精神科看護学術集会専用ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

## ● 精神科急性期治療病棟入院料における精神科急性期医師配置加算

(問52) 算定要件において定める『過去1年間の実績(時間外等の入院/外来対応実績)』とは、当該算定病棟における実績か、それとも医療機関全体における実績か。

(答) 医療機関全体の実績をいう。

(問53) 1日平均患者数の実績はどの期間で計算するのか。

(答) 届出前4月間の実績で計算する。

(問54) 「時間外、休日又は深夜における外来診療(電話再診を除く。)件数が年間20件以上、かつ、入院件数が年間8件以上であること。」について、時間外、休日又は深夜に外来受診を経て入院した患者については両方に計上してもよいか。

(答) よい。

## ● 向精神薬多剤投与

(問72) 向精神薬多剤投与を行った場合の減算の除外規定について、「抗うつ薬又は抗精神病薬に限り、精神科の診療に係る経験を十分に有する医師として別紙様式39を用いて地方厚生(支)局長に届け出たものが、患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合」とあり、別紙様式39で、このことを確認できる文書を添付することとされているが、何を指すのか。

(答) 日本精神神経学会が認定する精神科専門医であることを証する文書及び日本精神神経学会が認定する研修を修了したことを証する文書を添付すること。

(問73) 院外処方では、処方せんを発行した保険医療機関の減算となるのか、調剤を行った保険薬局の減算となるのか。

(答) 院外処方の場合は、処方せん料は減算の対象となるが、薬剤料は減算とならない。

## 2) 平成26年4月4日、厚生労働省保険局医療課、疑義照会(その2)より抜粋

### ● 精神科病棟入院基本料/精神療養病棟入院料における精神保健福祉士配置加算

(問17) 複数病棟分届出があった場合、在宅へ移行した割合については、病棟単位で要件を満たす必要があるか。

(答) その通り。

### ● 重度認知症加算

(問18) 精神科病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料(精神科病棟)の重度認知症加算について、平成26年3月31日までに入院し、既に重度認知症加算を算定している場合はどのような扱いとなるのか。

例) 平成26年2月26日に入院した患者

(答) 平成26年4月1日より新しい規定にて算定する。

例示の症例では、平成26年4月1日時点ですでに入院より1月以上経過しているため、算定不可。

## 3) 平成26年4月10日、厚生労働省保険局医療課、疑義照会(その3)より抜粋

### ● 精神科重症患者早期集中支援管理料

(問22) 留意事項通知の(6)のウにおいて、患者又はその家族等への説明に用いた文書の写しは何に添付するのか。

(答) 診療録に添付する。

2/2

●本ニュースは毎月1~2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日本精神科看護学術集会専用ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034